

第15回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会 開催

2018年3月11日(土)、東京・市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷において、第15回大会が開催されました。
当日の様子(要約)をプログラムに従ってお届けします。

プログラム

| | | | | | |
|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 1. 開会宣言 | 林 良平 | 5. 会務報告 | 渡邊 保 | 9. 採 決 | |
| 2. 代表幹事挨拶 | 松村恒夫 | 6. 会の現状報告 | 松村恒夫 | 10. 振り返って | 岡村 勲 |
| 3. 議長選任 | 松村恒夫 | 7. 会則改正提案 | 岡村 勲 | 11. 閉会挨拶 | 土師 守 |
| 4. 議 長 | 假谷 実 | 8. 討 論 | | | |

開会宣言 林良平 代表幹事代行

今日は、自由で闊達な意見が交わされることを期待し本日の大会開催を宣言いたします。

挨拶 松村恒夫 代表幹事

あすの会は2000年に発会以来、「犯罪被害者の権利獲得」、「被害回復制度の確立」を目的に18年間活動してまいりました。

その結果2004年には「犯罪被害者等基本法」が成立し、後に被害者参加制度という画期的な制度が出来ました。被害回復の面では、本当に困っている犯罪被害者の救済策は進展が見られませんでした。2017年の第3次基本計画において、それらの施策にも改善が図られることになりました。

そこで、あすの会としては、今後、どの様に活動すべきか、幹事会で検討してまいりました。その議論も

踏まえ、此処に、皆様のご忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと、本日大会を開催することになりました。以後の大会進行を假谷幹事に委嘱いたします。

假谷実 幹事

会務報告、現状報告、会則改正提案の流れで、皆様には円滑な議事進行をご協力お願いいたします。会務報告について渡邊副代表幹事お願いします。

会務報告 渡邊保 副代表幹事

損害回復制度について、不十分であったため、2014年から始まった第3次基本計画策定専門委員等会議で、経済補償制度の改善を求め、年金型でなく犯罪被害給付金の拡充を目指しました。一方、自民党に働きかけ、自民党政務調査会からの提言として専門家会議で検討されることになりました。その結果、①重症病給付金については、治療期間を3年、上限額は変わらず。②現物給付については困難だが、仮給付を迅速かつ柔軟に行う。③親族間犯罪被害については、支給適用範囲を大幅に拡大。④8歳未満の遺児がいる場合の支給額が増額。など、一定の改善が見られ、本年4月から実施の予定となっています。

もう1つは死刑制度の存置を訴えました。2016年の日弁連人権擁護大会(福井)で「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」決議に対し、反対



林良平 代表幹事代行

活動を応援しました。2017年の日弁連人権擁護大会（滋賀）にも参加して死刑制度存置の訴えを支持しました。

假谷 幹事

渡邊副代表幹事より会務報告がございました。ご質問があればお答えさせていただきます。なければ、松村代表より現状報告をさせていただきます。

現状報告 松村 代表幹事

あすの会は、犯罪被害者に対する施策を提案する政策集団として活動してきました。我々の二大目的「犯罪被害者の権利獲得」と「被害回復制度の確立」はこの18年間でほぼ達成できたのではないかと自負しております。身近に相談窓口ができ、十分ではないにしろ施策が整い、被害者にとって好ましい環境が整備されてきました。そのせいか、最近、入会申込者も少なくなりました。約350人の会員がおりましたが、亡くなられたり、転居先不明になったりして会員数が減ってきております。役員に限らず、会員も年々歳を取り、昔のように活発に行動することが難しくなってきたのも実情です。関東・関西地区で毎月1回、集会が開かれていますが、司法関連の話題およびお互いの近況を話す自助グループ的な役割になっております。

この様な状況のもと「あすの会」に寄付をして支えてくださる方々に、これ以上のご負担をお願いするのも心苦しく、幹事会で検討してまいりました。その結



松村恒夫 代表幹事

果、今後の活動について会員の方の意見を聞くのがよからうということで今日の大会になったわけであり、皆様の積極的なご意見を期待しております。

假谷 幹事

松村代表より現状報告をさせていただきました。次の提案との関連もありますので、岡村顧問より会則改正の提案をして頂いた後で討論とさせていただきます。では提案を宜しく願いいたします。

会則改正の提案 岡村 勲 顧問

あすの会ができたのは2000年1月23日でした。諸澤先生にご相談し、シンポジウムの開催と同時に団体を作って運動をすることにしました。それが犯罪被害者の会の結成になりました。

そこで、私たちは「設立趣意書」というものを作りました。そこには「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の問題でもありますから、支援者に任せるだけでなく被害者自らも取り組もう」と、我々自身が立ち上がろうと述べました。権利を目指す犯罪被害者の会を設立するという事です。「全国各地の犯罪被害者が連帯し、『犯罪被害者の会』のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものとするため、心と力を尽くします。」こういう宣言をしました。

制度の面では、志のある弁護士さんが集まって研究して下さり、ヨーロッパまで調査に行ってきました。ヨーロッパでは加害者と同じように被害者が裁判に入って自分の主張を訴えて、それぞれが証拠を出して、裁判官が裁判します。私たちは、被害者が当事者として入っているのをこの目で見て、自信を持って帰ってきました。そして、会員に呼びかけ、全国を回って署名運動をして、その署名簿を持って国会議員に働きかけて、大きな権利を獲得することができました。放っておいたら百年たっても直らなかったと思いますが、反対にあいながらもそれを覆しました。それは皆さんの画期的な力であると私は思っております。

その制度は、検事の隣に座って自分の主張を訴えることができるようになりました。以前は、取り調べは受けても起訴状も記録も何も見せなかったのが見られるようになりました。刑事の裁判と民事の損害賠償が一体として行われるようになりました。凶悪犯罪については15年逃げれば犯人は捕まらなかったのです



岡村 勲 顧問

が、いつまでも追っかけられるようになりました。少年犯罪の傍聴もできるようになりました。このように刑事裁判における被害者の権利は確立されました。

そして補償制度についても当時に比べればかなり進みました。私たちは他にも提案していますが、国は被害者問題だけではなく、他にも高齢者問題や震災に遭った人たちの問題を抱えるようになり、これに関する予算をかける必要が出てきました。新たな問題が出てきたため、ある程度進んだ被害者問題は、この後はかなり時間がかかります。仕方がないことです。

という事で一応、目的は達しました。会員も減少し、転居先不明者も増えたと言います。そういう方は、犯罪被害というものから自分を遠ざけて新しい生活、あるいは幸せな生活に入られたのだらうと思っております。そのように会員が増えないことは決して恥ずかしいことではなく、むしろ我々の勝利であると思っております。

私も 90 になります。弁護士になって 68 年間の弁護士生活の中で 20 年近くをこの会にかかわって被害者運動を続けてきました。一つの新しい政策を打ち出すこと、これは大変なことです。政策を作り国会へ働きかけ、どこの議員さんにどう頼めばよいか調べます。そういうことをやるには幹事も会員もみな歳をとってきました。政策団体となるとお金を集めたり、研究したり外国調査もしなければなりません。そういうエネルギーがなくなったし、また、そうまでする必要もなくなったということで、政策団体としての会は

解散したほうが良いのではないかと思います。

これは、私の一存ですのではなく、皆さんでお決めになることですが、一応、私共の考えた案としては、規約改正案にありますように第 26 条、本会の存続期間は設立の日から 2018 年 6 月 3 日までとする。こういう風に思い切って、発展的に次の何かが現れるならそれを期待して解散したい。そして当然 6 月 4 日から会がなくなると清算しなければなりません。この会の運動資金は会員から会費を徴収せず寄付でやってきました。

事務所を無償で貸して下さる方やいろいろと支援して下さる方がありました。寄付はいろいろな活動に使いました。これだけ運動しているとやはり金がかかります。しかし、資金もだんだん枯渇してきました。それを全て清算して皆さんに報告したいと思います。そういう訳で一応団体としては解散する、しかし心のつながりは変わらないし集会等で自助グループとして今後やっていくのは良いと思います。こういう風に考えて会則の提案をさせていただきます。どうぞよろしくご審議お願いいたします。(改正内容は P6 参照)

假谷 幹事

岡村顧問より、設立からのあすの会の経緯を踏まえて、議案の通り第 26 条 27 条の提案を受けて審議したいと思っております。これは皆さんで決めて頂きたいという事で、審議いただきたいと思っております。



大会会場の様子

会場からの主な意見まとめ

●被害者参加制度ができたその日に息子の裁判の準備が始まった。法廷の中での被告人質問、求刑に対する意見を述べることも少年審判を傍聴することもできた。制度があったからこそ裁判に参加できたので、あすの会の活動に感謝している。

●福井での日弁連の死刑廃止宣言にあすの会が反対声明を出したが、あすの会がなくなったら今後はどうなるのか。

【回答】今後は当会の名前では出せない。有志一同とするしかない。

●法律を作っていくことがどんなに大変か理解しているので、今までのご苦勞を察している。今まで引っ張ってきてくださった岡村先生の「もう止めよう」という言葉に反対はできない。

●今日の話聞いてようやく納得した。あすの会の解散に賛成する。ただ、有志でもいいので継続してつながっていける方法を清算期間中に考えてほしい。

【回答】頭を悩ませているのは記録をどう保存するか。プライバシーにも配慮しながら、後に続く住民運動の参考になり、励みになるものをどう残すのか清算期間に考えなくてはならない。ロゴマークについては商標登録を考えている。

●時効撤廃の運動に加えていただき、国会にも足を運んだ。過去の未解決事件も遡及されることになり、自分の事件を未解決のまままで終わらせない一歩を踏み出す糧となった。

●被害者週間にパネルや幟をたて、命の授業という形で啓発活動をしている。今後は「元あすの会会員」として活動していいか。

【回答】解散しても「元あすの会会員」であることは歴然とした事実なので使ってください。

●会員の方が裁判に同行してくれて心強かったが、まだ参加制度はなかった。被害者参加制度ができた後の裁判を傍聴し、裁判が大きく変わったことを実感した。先生や幹事の方の自己犠牲を払っての運動に感謝したい。

●解散と言わず、会の名前を残して自助グループという形で存続してほしい。

【回答】あすの会としてはきれいに終わりにして、活動したい方は「新しい名前でそれぞれの立場で」おやりいただきたい。

假谷 幹事

諸澤先生一言お願いします。

諸澤英道 顧問

あすの会が出来て制度を変えていくうえで大きな柱は被害者参加と補償制度がありました。参加制度は見事に実現いたしました。補償制度はちょっと宿題が残っているけれども半分はやれたという状態で解散だと思います。

私は、あすの会を閉じるのは残念ですが、これだけのことをやったのですから、その事をしっかり認識し

て次へ歩むべきかと思えます。この見事な成果を共通の宝を心の中に持って、それを次の世代に伝えて、他に取残した問題は別の場所で別のメンバーでやっていくのではないかと考えます。岡村先生、長年お疲れ様でした。ありがとうございます。

假谷 幹事

皆様方のご意見を伺いました。お手元にあすの会の規約があります。第15条に大会の議決とあります。「出席した正会員および特別会



左から 假谷 実 幹事、渡邊 保 副代表幹事、高橋正人 副代表幹事（弁護士）



土師 守 副代表幹事

員の過半数を持って決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。」とあります。非常に重要な案件ではありますが、皆さんのご意見を踏まえて採択という形をとらずに、議長権限として、設立以降の皆様の活動の成果を噛みしめつつ、まことに残念ではありますが、規約改正の件について賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

拍手

假谷 幹事

有難うございました。以上、提案の通りご理解いただいたという事で改正案は成立でございます。議題にありますように岡村顧問から振り返ってということをお願いいたします。

振り返って 岡村 顧問

ほとんどお話ししました。どうも有難うございました。

假谷 幹事

議事については終了です。ご指名いただきました議長の責務をこれにて降ろさせていただきたいと思えます。円滑な進行、活発なご意見ありがとうございました。

閉会の辞 土師 守 副代表幹事

6月3日に解散が決定いたしました。18年間の活動がなくなるわけではありません。私自身活動したことを誇りに思っております。今日は有難うございました。



懇親会の様子

第15回大会で採択された規約改正の内容は下記の通りです。

あすの会規約改正

2018.3.11

本会の規約に、第26条および第27条を加える。

(存続期間の定め)

第26条 本会の存続期間は、設立日から2018年6月3日までとする。

(清算)

第27条 本会は、存続期間が満了した時は清算するものとし、清算が終了するまでは、清算の目的の範囲内において、なお存続する。

- 2 解散時の幹事は清算人となり、清算職務を行う。
- 3 清算人は、互選によって代表清算人を選任し、代表清算人は、清算する本会を代表する。
- 4 代表清算人は、清算事務が終了した時は、会員に対し、適宜の方法で報告する。